

C-27 江戸時代における衣服規制について  
岡山大教育 西村絹子

—金沢藩の場合—

目的 すでにみた岡山藩・鳥取藩に統いて、今回は、金沢藩における衣服規制の概要を考察する。

方法 藩法典「金澤藩」、同6「續金澤藩」および「加賀藩史料」等に収載されている衣服規制法令（江戸詔、年中行事等の場合のものは省く）を取りあげた。

結果 (1)規制は、寛文8年の諸法令によりほぼ完成（いかに思われ、以後はもっぱら断片的な規制となり、他方にいに喫約令としての傾向を強め、享保後期のそれに特にその性格がうかがわれる。「加賀藩史料」により、明治3年の衣服規制撤廃までの公布状況を知ることができた。

(2)規制は、衣服の具体的な内容に関するものが最も多いが、その他、一般的喫約の指示、違反者に対する制裁、価格ないし販売制限、寸尺制限、さらに買取禁止にまでおよんでいる。

(3)規制は、衣服により身分秩序を維持確立することを目的としており、そのさい、織物では絹綾物、染柄では嶋、衣服の種類では合羽がしばしば取りあげられている。合羽が多いこと、肩懸、頭巾、毛織物の規制があることは、この藩の地域的特色を考えられる。藩政末期、士の妻女に対する詳細な「着服之儀」が示されていくことは注目される。